

職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615 FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: office@g.kyodai-union.gr.jp

2.5 団体交渉報告



5年雇止め条項撤廃 は検討もしない!



従来の見解を繰り返す京都大学法人



2月5日午後、京都大学職員組合は京大法人との団体交渉を実施しました。

今回の要求事項は、

・就業規則における5年雇止め条項の撤廃

と

・当面の間、例外措置を積極的に活用し、無期転換の回避を目的とした雇止めが生じないように周知徹底

を求めました。

○従来の見解を繰り返す京大法人側

交渉に対応した森田正信 理事(総務・労務・人事担当)は、時間雇用教職員の業務は臨時的・補助的業務である。本学の健全な経営のためには、組織改編や業務見直しを行い、簡素化・効率化により、時間雇用教職員の雇用を計画的に見直し適切な人員をもって業務にあたる必要があるとして、5年雇止め制度を撤廃する考えがないという、従来の見解を述べました。

職員組合は、非正規雇用の雇用安定化や待遇改善が強く求められ、多くの民間企業でも無期転換促進に方向転換している。こうした社会情勢において、京都大学は、無期転換をいかに避けるか、かわすかということを考えていると批判しました。

○時間雇用教職員の勤務実態を顧みない姿勢

また、厚労省が示す「無期転換のためのハンドブック」においても、恒常的業務では無期雇用の労働者を充てることが推奨されていることを示し、5年で雇止めの後も同じ業務が継続され後任を新規採用する例が横行していることを示し、労働契約法の無期転換ルールの趣旨に反すると指弾しました。

これに対し、森田理事は、(本部としては)定年までの雇用経費の見通しを求めているが、例外措置を実施するかどうかは部局の判断によるので、雇用財源についても部局が判断するとして、周知徹底不足の言い逃れに終始しました。

【次頁へ続く】

○そもそも「例外措置」は免罪符にならない

職員組合は、厚生労働大臣の国会答弁を引き、労働契約法の無期転換ルールの趣旨は有期雇用労働者の雇用の安定を図ることを目的であると示し、この趣旨に同意できるかを理事に質しましたが、理事は回答を避けました。

例外措置を実施しているため無期転換ルールの趣旨には反していないと京大法人は述べているが、例外措置は、無期転換ルールが導入された改正労働契約法が成立する前にできた制度であり、その内容も大学の業務にとって必要か否かの視点しかなく、非正規雇用教職員の雇用安定については何ら考慮されていない。これをもって無期転換ルールに対応しているという京大法人の釈明は欺瞞であると職員組合は批判しました。

○無期転換ルールの施行を機に例外措置の適用を抑制したのではないか

職員組合は、労働契約法の無期転換ルールが施行される直前の2013年1月～2月頃に部局長会議等で配布された「労働契約法改正に伴う本学の対応について」という資料において、“例外措置の適用を厳格化する”旨の記述が散見されていたと指摘し、無期転換ルール

の施行を前に、無期転換につながる例外措置の適用を抑制する方針がとられたのではないかと迫りました。

これに対し、検討途上の資料であり、この表記は就業規則への反映もなく、通知もしておらず、2010年の例外措置通知から取り扱いは変えていないという見解を示しました。

○京大法人の姿勢を改めて批判、引き続き要求・交渉を継続する

病院支部の特定有期雇用のコ・メディカル職員も発言に立ち、5年雇止めにより命を預かる医療の質が低下している状況を紹介し、常勤ポストの空きがあるにもかかわらず、特定有期雇用が応募できる公募が行われない現状の改善を求めました。

職員組合は、京大法人が5年条項の撤廃や無期転換の推進について、検討の姿勢すら示さなかったことを強く批判し、引き続き要求し交渉を継続していくことを告げ、今回の団体交渉を終えました。



京都大学職員組合 加入申込書

		申込日	年	月	日
ふりがな	性別	生年月日			
所属部局：		部署：			
職種／職名：		(例：教員／准教授)			
雇用形態： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 有期雇用 <input type="checkbox"/> 時間雇用 <input type="checkbox"/> 再雇用 <input type="checkbox"/> その他（					
組合費： <input checked="" type="checkbox"/> 給与控除(通常はこちら) <input type="checkbox"/> 給与控除以外の徴収法を希望()					
E-mail：		@			

あなたも組合に！

お申し込み

FAX:075-751-8365
http:join.kyodai-union.gr.jp

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取扱いいたします。

連絡先

京都大学職員組合 事務所
〒606-8317京都市左京区吉田本町
TEL:075-761-8916
FAX:075-751-8365
内線:7615(本部地区)
Email: office@g.kyodai-union.gr.jp
URL: http://www.kyodai-union.gr.jp